○東北地方整備局告示第百六十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人岩手県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	横坂　徹、吉田藤四郎
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十四年九月三十日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	遠藤　龍一、工藤　恒夫

(2)　変更年月日

平成二十四年十月一日

○東北地方整備局告示第百六十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社東北建築センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	寺島多恵子、前田　和恵

(2)　変更年月日

平成二十四年十月一日

○東北地方整備局告示第百六十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	相馬　政弘

(2)　変更年月日

平成二十四年十月十五日

○東北地方整備局告示第百六十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人岩手県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	―
変更後	新沼　義雄

(2)　変更年月日

平成二十四年九月三日

○東北地方整備局告示第百六十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社山形県建築サポートセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	渡部　敬一

(2)　変更年月日

平成二十四年十月一日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	松田　誠
変更後	渡部　敬一

(2)　変更年月日

平成二十四年十月一日